●**理事・監事選出及び理事・監事半数改選制確立に関する特例措置**

1. 理事任期4年・半数改選制への変更に伴い、今回の理事選挙における以下の特例措置を行う。

2. 今回の理事選挙においては、上記の「理事選出規則」改正案に従い、任期4年の理事10名を選出する会員直接選挙を行う。これにより、選挙後に選ばれた新会長による指名理事を合わせて、10〜14名（最大で理事定数の半数まで）の新理事を選出する。併せて2016年度総会で新監事1名を選出する。

3. 一方、改正後の「会則」「理事・監事選出規則」のもとでは、今回の理事選挙において選出された理事のみによって理事会を構成することができない。そこで、残りの半数については、現理事のうち10〜14名を再任理事、現監事のうち1名を再任監事として理事会から推薦し、当該理事・監事については、選挙に代わる会員の直接信任投票により2年の任期延長を承認する特例措置をとる。

4. 信任投票は、公示された所定の方法のもと、列挙した理事会推薦の再任理事・監事の氏名のうち、不信任の理事・監事に×をつける方法とし、有効投票総数の過半数をもって不信任の成立とする。不信任により欠員が生じた場合は、新理事会で審議のうえ、新会長が欠員分の新しい理事を指名する。この指名により選出された理事・監事の任期は2年とする。

5. この特例による新理事会の構成は以下のようになり、次回（2017年度）の理事選挙以降は、改正後の「会則」「理事・監事選出規則」に完全準拠した理事会構成となる。

現理事会 　今回理事選挙　新理事会 　　　　理事選挙　　　　　　　　理事選挙

　　　　　　　　　　　（2015年度）　　　　　　　（2017年度）　　　　　　（2019年度）

理事20名（2015年度迄）

監事2名（同上）

理事会推薦理事10〜14名

監事1名　　　　（2年任期）

2

会員選出＋指名理事10〜14名

監事1名　　　　　　　　　　　　　　　　（4年任期）

会員選出＋指名理事10〜14名

監事1名　　　　　　　　（4年任期）

同上

（4年任期）